

令和元年6月24日現在

機関番号：32720

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16707

研究課題名(和文)大正期の大学行政と宗教系大学昇格背景に関する実証研究

研究課題名(英文)An Empirical Research of University Administration and Religious Universities in Taisho era

研究代表者

江島 尚俊(EJIMA, Naotoshi)

田園調布学園大学・人間福祉学部・講師

研究者番号：80569913

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：近代日本において、宗教系大学は如何なる背景のもと昇格認可を成し遂げたのか。この問いに応えるべく、本研究では以下の3点、宗教系専門学校の大学昇格認可の理由：教育行政史の視点から、大学昇格を望む教団側の意図：宗教教団史の視点から、大学昇格前後のカリキュラム比較：科学史の視点からについて、実証的に明らかにすることを目的に、大学資料や教団資料を収集・分析した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義としては、日本の宗教学および宗教関連学問を歴史的に再考していく際に、高等教育史および文部行政史の視点と方法を採用している点が挙げられる。また、宗教系大学の設置認可過程の解明を通して、大学教育制度内に宗教がどのように認可されていったのかを明らかにすることができた。なお従来の研究では、自己の学問を顧みる際には学説史が中心であったが、学問制度(=日本においては大学制度)から歴史研究することの重要性を本研究は提起した。

研究成果の概要(英文)：Under what kind of background did religious universities achieve promotion approval in modern Japan? In order to answer this question, the following three points in this research, 1. Reasons for approval of university promotion of religious vocational schools: From the viewpoint of educational administration history, 2. Intentions of cults wishing to be promoted to universities: From the viewpoint of religious cult history, (3) Curriculum comparison before and after university promotion: With the aim of clarifying empirically from the viewpoint of scientific history, we collected and analyzed university materials and cultural materials.

研究分野：宗教学

キーワード：大正期 大学 宗教 大学令

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

日本において宗教概念研究が行われて久しいが、その一環として日本の宗教学事情も研究対象となってきた(古くは鈴木範久『明治宗教思潮の研究—宗教学事始め—』1979、最近では磯前順一『宗教概念あるいは宗教学の死』2012など)。そこでは日本における宗教学の創始やその担い手、学説などの解明を通して、“日本宗教学”の歴史化が行われてきたと言えよう。近年では大学にも関心が寄せられるようになり、日本の大学内に宗教学が設置された目的や果たした役割、教育・研究内容などが明らかにされてきた(林淳「宗教系大学と宗教学」(『季刊 日本思想』72、2008)、高橋原「大学における宗教学の展開(東北編)」『東京大学宗教学年報』30、2012など)。日本の宗教学が大学を中心に展開してきた事実に鑑みると、林や高橋らの研究は極めて重要な成果と言えよう。しかし応募者が考えるに、これまでの研究は高等教育史研究の成果(=日本の大学制度の歴史的特殊性)に対し、ほとんど関心を向けてこなかった。欧米諸国と異なり日本の場合は、大学を含めた教育制度が国家主導で創設され、官立学校をモデルとして教育文化が形成されてきた。特に大学は、明治期を通して国家が独占しており官立大学以外は設置不可能であった。私立大学創設が認められた大正7年以降も国家が強い監督権を掌握し続けていた。宗教系を含めた私立大学が、国家に対し強い発言権を有していた欧米諸国と比べると、日本の事情は大きく異なっていた。以上のような高等教育史研究の成果に鑑みると、応募者は日本宗教学の歴史化を行う際にもより広く、日本の大学制度の歴史性へ関心を広げた上で宗教学、ひいては大学と宗教の関係に着眼していく必要があるのではないかと考えた。と考えるようになった。

2. 研究の目的

本研究では、大正期において宗教系大学が誕生した背景を明らかにするために、仏教系2大学(龍谷、立正)とキリスト教系2大学(関西学院、立教)、および文部省に焦点を当て、

- (A) 大学設立教団が有していた大学観
- (B) 大学昇格前後の組織改編および教育内容
- (C) 文部省の大学行政人事と大学認可基準

の3点について明らかにしたいと考えている(なお旧学制下における神道は、法制度上、宗教としての区分ではなかったため、神道系大学は今回の研究対象から除外している)。また、上記の時期には文部省が宗教行政の掌握に動いていた時期でもあったため、同時に宗教行政の文部省移管についても資料調査を実施していった。

3. 研究の方法

宗教系大学と設立教団に関する資料...研究目的(A)(B)に関する資料

代表者が行ってきた事前調査によって、3大学(大正・大谷・同志社)については、研究開始時点で資料調査が終了していた。そこでの成果を継承しながら本研究では、資料現存および閲覧許可の確認を取ることのできた4大学(立正・龍谷・関西学院・立教)を調査対象とする。応募者はこれまでの資料調査によって本研究における調査対象資料とその所在を明らかにしてきた。それを下記に表として掲載する。

表 宗教系大学・設立教団に関する主な資料一覧

	()大学沿革史、()設立教団の機関紙および関連資料
仏教系	立正大学() 『立正大学の120年』、『立正大学の140年』 () 『日宗新報』、『宗報』 龍谷大学() 『龍谷大学350年史』通史編 () 『宗報』
キリスト教系	関西学院大学() 『関西学院50年史』、『関西学院100年史』通史資料編 など他 () 『日本メソヂスト教会西部年会記録』、『日本メソヂスト教会東部 年会記録』、『日本メソヂスト教会総会議事録』 立教大学() 『立教学院85年史』、『立教学院125年史』(第1~5巻) () “THE SPIRIT OF MISSIONS”、『基督教週報』

文部省の大学行政に関する資料...研究目的(C)に関する資料

旧学制下における文部省関連資料や教育行政に関わった人物の著作物・講演録等を収集する。また、『日本帝国文部省年報』、旧学制下の教育審議機関(「高等教育会議」から「教育審議会」(明治29年~昭和17年))における議事録・会議資料も閲覧し必要箇所の複写を行った。

4. 研究成果

本研究および本調査において収集した資料をもとに、仏教系大学およびキリスト教系大学の順に資料の分析を実施した。そこでは、当時の文部省が宗教系大学自体の認可については決して否定していたわけではなかったこと、その一方で、宗教に関連する学部設置については制度上認可しなかったことが明らかになった。たとえば、宗教系大学へと認可を受ける以前はほとんどの場合、専門学校令に認可されていたが、教育制度上では「佛学」「神学」などの宗教に関

連する専門的な教育を教授する機関として認知されていた。しかし、大学に昇格するにあたって、そこでのカテゴリはすべて「文学」とされ、宗教関連の名称は消失することとなった。重要なのは、そこでの制度的変革に対して、宗教系大学から特段の大きな抵抗の跡が見られなかったことである。ここにおいて、旧学制下では宗教名称の学部・学科は設置されることはなく、神学部や仏教学部などの設置は戦後の新学制発足を待つことになったのであった。なお、各大学および大学図書館で収集した資料は、現在、詳細な分析を実施しており、そこでの成果は別途報告書の発行をもって公開したいと考えている。

また、本研究の一環として文部省が宗教行政を掌握する過程についても資料調査を実施してきた。

江島(2016)においては、文部省が、いつ、どのような状況の中で宗教行政所管のための理論構築を行っていったのかを明らかにしている。最初に焦点をあてたのは明治一〇年代であった。この時期に生じた文部省・内務省間の宗教学校所轄問題が、太政大臣の政治判断によって一応の決着を見たが、社会・外交状況の変化で所轄問題が再燃したのが明治二〇年代であった。そこでは、文部省が内務省とは別に所轄問題の解決を模索した結果、宗教学校のみならず宗教行政をも所管しようとする行政理論を構築していたことを指摘した。そして最後に、新しく構築された宗教行政所管論の特徴について論じている。この所管論においては、従来の内務省のように社寺行政の延長で宗教行政を捉えるのではなく、美術行政と学校・教育行政の枠組でそれを捉え直し、宗教行政の文部省所管が主張されていたことを明らかにした。

そして、その後の明治30年代以降に焦点を当てたのが江島(2018)である。そこでは明治三〇年代から大正初期にかけて行われた行財政改革に焦点をあてて、大正二年六月に文部省が宗教局を所管する、言い換えれば、文部省が宗教行政を制度的に掌握するまでの経緯を明らかにした。まずは、明治三五年七月に当時の法制局長官奥田義人によって第一次桂内閣に提出された「奥田案」が黙殺されたことで、文部官僚による宗教行政所管構想が一旦は挫折したことを明らかにし、次に、第二次西園寺内閣時の内相原敬が実行した内務省改革と内務省主導の地方行政改革が、従来の神社行政・宗教行政に大きな変化をもたらし、その結果、文部官僚らの所管構想は大きく後退したことを指摘した。そして最後に、第一次山本権兵衛内閣時の内相原と文相奥田による協働の結果、大正二年六月に内務省から文部省へ宗教局が正式に移管され、明治三〇年頃からの文部省の宿願がようやく結実したことを論じた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

どのように文部省は宗教行政を掌握したのか 『宗教研究』 92(3) 1-24 2018年12月
明治期における「倫理書籍」の出版動向と「日本倫理」論の類型 『田園調布学園大学紀要』
11 113-132 2017年3月

現代日本の宗教系大学と「宗教的資格」に関する調査報告 『佛教文化研究』 61 57-69
2017年3月

どこが宗教を所管するのか 宗教学校所轄問題から宗教行政所管論への展開 『宗教研究』
90(3) 1-26 2016年12月

〔学会発表〕(計2件)

明治期における高等教育と宗教系学校 学校制度・宗教制度の視点から再考する 龍谷大学世界仏教文化研究センター共同研究「高輪仏教大学の研究」ワークショップ 2018年7月13日

近代宗教行政の端緒を考える - 明治期文部省における仏教の新解釈 - 日本総合仏教研究学会第15回大会 2016年12月11日

〔図書〕(計1件)

江島尚俊・三浦周・松野智章編 『シリーズ大学と宗教 戦時日本の大学と宗教』 2017年3月

〔産業財産権〕

○出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

○取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6．研究組織

(1)研究分担者
なし

(2)研究協力者
なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。